

農業・農協改革に関する意見書

政府は、本年6月に「農林水産業・地域の活力創造プラン」を改訂し、農林水産業の産業としての競争力を強化するため、農山漁村の有する潜在力を発揮する施策を進めるとしています。

改訂プランでは、農業の成長産業化に向けて、農協制度に関する見直し事項が整理され、単位農協の機能強化・独自性の発揮が必要とされています。

また、連合会・中央会は、単位農協の補完機能という観点から制度を見直すとするなど、自己改革の実行を強く要請しています。

改革プランによる単位農協の組合員、地域社会への影響としては、総合事業の分断による農業者の営農、生活支援の資金調達に対する影響や、地域におけるライフラインとしての機能低下、正組合員の意向に反した運営などが懸念されます。

また、連合会の株式会社化は、利益最優先の事業展開、不採算事業からの撤退などの影響、中央会制度については、代表・総合調整機能や農政の推進、単位農協の経営指導等の機能発揮への影響が懸念されます。

政府は、自己改革を基本としつつも、所要の法整備を行うとしており、今後の政府のとりまとめ如何では、前述した懸念が現実化する恐れがあり、地域農業の振興、地域社会への混乱が危惧されるところです。

よって、農業・農協改革について、下記の事項を強く求めます。

記

農業・農協改革の実施は、農家・組合員・組織の総意に基づく自己改革を尊重すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年 9月10日

佐賀県嬉野市議会
議長 田口好秋

内閣総理大臣	安倍晋三様
衆議院議長	伊吹文明様
参議院議長	山崎正昭様
内閣官房長官	菅義偉様
農林水産大臣	西川公也様
内閣府特命担当大臣(規制改革)	有村治子様